

調 達 公 告

- 1 公 示 日 令和8年5月11日(月)
- 2 公 示 期 間 令和8年5月11日(月)から令和8年5月18日(月)まで
※仕様書等は電子調達システムからダウンロードしてください。
詳しくは実施要領をご覧ください。
- 3 質問シート提出期限 公示日9時00分～令和8年5月13日(水)15時00分まで
- 4 同等品確認期間 公示日9時00分～令和8年5月13日(水)15時00分まで
- 5 見積書受付期間
・持参の場合: 令和8年5月15日(金)から開札日時まで
・郵送の場合: 令和8年5月15日(金)から開札日時前日17時まで
※なお、郵便事情等による不着の責任は一切負いません。
- 6 見積書提出場所 〒078-8513 旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川合同庁舎東館3F
旭川開発建設部 契約課 需品スタッフ
- 7 開 札 日 時 令和8年5月19日(火) 10時00分
- 8 問 い 合 わ せ 先 〒078-8513 旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川合同庁舎東館3F
旭川開発建設部 契約課 需品スタッフ TEL 0166-32-2529
- 9 そ の 他 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
① 本件において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
② ①により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
③ ①及び②の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
④ 本件において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

※見積書を提出する場合は、必ず消費税及び地方消費税を含めた金額を記載すること。

※各調達案件について、契約書が否の場合であっても契約金額が200万円以上のときは請書を提出すること。

調 達 番 号	調 達 件 名	契約書の要否	納 入 場 所
1	丸筒外	否	見積説明書のとおり
2	タイヤ外	否	士別道路事務所
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			

上記物品等の購入について、見積書を提出願います。

支出負担行為担当官 旭川開発建設部長